

平成30年2月定例会議 厚生・産業常任委員会 条例案資料

議第70号	滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業員ならびに設備および運営に関する基準を定める条例案	1
議第72号	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案	13
議第73号	滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案	89

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営
に関する基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、介護保険施設として新たに介護医療院が創設されることから、介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を条例で定める必要があるため、新たに滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) この条例は、介護保険法の規定に基づき、介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準（以下「基準」という。）を定めることとします。（第 1 条関係）
- (2) この条例における用語の意義を定めることとします。（第 2 条関係）
- (3) 次に掲げる介護医療院の種類に応じ、それぞれ基準を定めることとします。（第 3 条、別表第 1、別表第 2 関係）
 - ア イ以外の介護医療院
 - イ ユニット型介護医療院
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県介護保険法に基づく介護医療院の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例【概要】

①基本方針

○介護医療院は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、長期にわたり療養が必要である者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。

②人員基準

- 薬剤師 Ⅰ型療養床：150対1以上 Ⅱ型療養床：300対1以上
- 介護職員 Ⅰ型療養床：5対1以上 Ⅱ型療養床：6対1以上
- リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士または言語聴覚士） 相当数
- 栄養士 1以上（入所定員100以上の場合）
- 介護支援専門員 100:1以上（1名以上）
- 放射線技師 相当数
- その他の従業者 相当数

- Ⅰ型療養床：主として長期にわたり療養が必要であって、重篤な身体疾患を有する者や身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるもの
- Ⅱ型療養床：Ⅰ型療養床以外のもの

※医師、看護師の配置基準については県条例の対象外

③施設基準

- 談話室 談話を楽しめる広さ
 - 食堂 床面積1.0㎡/人以上
 - 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
 - レクリエーション・ルーム 十分な広さ
 - その他施設 洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室
- ※療養室、診察室、処置室、機能訓練施設、その他医療設備の基準については県条例の対象外

④構造基準

- 廊下
廊下幅：1.8m以上、中廊下の場合は2.7m以上
※療養病床等からの転換の場合 廊下幅：1.2m以上、中廊下1.6m以上
- 耐火構造
原則、耐火建築物（2階建てまたは平屋建てのうち所定の要件を満たす場合は準耐火建築物）
※療養病床等からの転換の場合特例あり

⑤運営基準

《主な内容》

内容及び手続の説明及び同意、サービス提供拒否の禁止、利用料等の受領、サービスの取扱方針、身体的拘束等の適正化、施設サービス計画の作成、診療の方針、機能訓練、食事の提供、看護および医学的管理下における介護、管理者の責務、非常災害対策、苦情処理、事故発生の防止及び発生時の対応 等

【県独自基準】

- 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定
- 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の機会を確保することを規定

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（付則関係）

旧		新	
本則および付則 省略 別表第1から第63まで省略 別表第63の2		本則および付則 省略 別表第1から別表第63まで省略 別表第63の2	
介護保険法に基づく事務手数料		介護保険法に基づく事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1) 介護保険法（以下この表において「法」という。）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の手数料	円 1件につき 6,600	(1) 介護保険法（以下この表において「法」という。）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の手数料	円 1件につき 6,600
(2) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の受講料	1時間につき 470	(2) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の受講料	1時間につき 470
(3) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員の登録の申請に対する審査の手数料	1件につき 2,700	(3) 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員の登録の申請に対する審査の手数料	1件につき 2,700
(4) 法第69条の3の規定に基づく介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査の手数料	同 1,520	(4) 法第69条の3の規定に基づく介護支援専門員の登録の移転の申請に対する審査の手数料	同 1,520
(5) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付の手数料	同 1,520	(5) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付の手数料	同 1,520
(6) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付の手数料	同 1,520	(6) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付の手数料	同 1,520
(7) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付の手数料	同 1,050	(7) 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付の手数料	同 1,050
(8) 法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対する研修の受講料	1時間につき 470	(8) 法第69条の7第2項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者に対する研修の受講料	1時間につき 470
(9) 法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修または同項ただし書の規定に基づき更新研修の課程に相当するものとして指定された研修の受講料	同 470	(9) 法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修または同項ただし書の規定に基づき更新研修の課程に相当するものとして指定された研修の受講料	同 470

(10) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき	59,000
(11) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査の手数料	同	30,000
(追加)		
(追加)		
(12) 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき	470

以下省略

(10) 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査の手数料	1件につき	59,000
(11) 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査の手数料	同	30,000
(12) 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査の手数料	同	59,000
(13) 法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可の申請に対する審査の手数料	同	30,000
(14) 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき	470

以下省略

介護医療院の創設 (地域包括ケア強化法による改正)

見直し内容

○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

○病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	<p>介護医療院 ※ただし、<u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。</u></p>
機能	<p>要介護者に対し、<u>「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。</u>（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける。）</p>
開設主体	<p>地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等</p>

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。

※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

介護保険施設の比較

	介護療養病床	介護医療院		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	
		I型	II型			
概要	療養病床を有する病院・診療所であって、長期療養を必要とする要介護者に対し、 <u>医学的管理の下における介護</u> その他の世話、必要な医療等を提供するもの	要介護高齢者の長期療養・生活施設		要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を旨</u> 指す施設	要介護者のための生活施設	
設置根拠	医療法 (病院・診療所)	医療法(医療提供施設) 介護保険法(介護医療院)		介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)	
配置	医師	48対1(3名以上)	医師:48対1(3名以上)	医師:100対1(1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数	
	看護職員	6対1 (うち看護師2割以上)	看護職員:6対1 (うち看護師2割以上)	看護職員:6対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員	6対1~4対1 (療養機能強化型では5対1~4対1)	介護職員:5対1~4対1	介護職員:6対1~4対1		
面積	6.4㎡以上	8.0㎡以上※1 ※2		8.0㎡以上※2	10.65㎡以上	
設置期限	H35年度末	—		—	—	

※1 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。

※2 大規模改修まで6.4㎡以上で可。

(参考) 療養病床の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。

		医療療養病床		介護療養病床	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		20対1	25対1			
概要		病院・診療所の病床のうち、 <u>主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの</u> ※看護職員の基準(診療報酬上の基準)で20対1と25対1が存在。		病院・診療所の病床のうち、 <u>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供するもの</u>	要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を目指す施設</u>	要介護者のための生活施設
病床数		約14.4万床 ※1	約7.2万床 ※1	約5.9万床 ※2	約36.8万床 ※3 (うち、介護療養型:約0.9万床)	約56.7万床 ※3
設置根拠		医療法(病院・診療所)		医療法(病院・診療所) 介護保険法 (介護療養型医療施設)	介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基準	医師	48対1(3名以上)		48対1(3名以上)	100対1(常勤1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	4対1 (29年度末まで、6対1で可)	2対1 (3対1)	6対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員 ※4	4対1 (29年度末まで、6対1で可)		6対1		
面積		6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡ ※5	10.65㎡(原則個室)
設置期限		—		平成35年度末 法改正(H29年6月公布)で H29年度末から要に6年間延長	—	—

※1 施設基準届出(平成27年7月1日)
※2 医療療養病床にあっては、看護補助者。

※3 病院報告(平成28年3月分概数)

※3 介護サービス施設・事業所調査(平成27年10月1日)
※5 介護療養型は、大規模改修まで6.4㎡以上で可。

療養病床を有する医療施設一覧

圏域	病 院 名	〒番号	所 在 地	使用許可病床数		
				療 養		
				医療	介護	計
大津	大津赤十字志賀病院	520-0580	大津市和邇中298	50	0	50
	琵琶湖病院	520-0113	大津市坂本1丁目8番5号	24	0	24
	堅田病院	520-0242	大津市本堅田3丁目33番24号	18	27	45
	琵琶湖養育院病院	520-2144	大津市大萱7丁目7番2号	111	0	111
	琵琶湖大橋病院	520-0232	大津市真野5丁目1番29号	52	0	52
	ひかり病院	520-0002	大津市際川三丁目35番1号	170	0	170
	琵琶湖中央病院	520-0834	大津市御殿浜22番33号	180	0	180
	打出病院	520-0806	大津市打出浜10番41号	24	0	24
湖南	草津総合病院	525-8585	草津市矢橋町1660	99	100	199
	医療法人芙蓉会南草津病院	525-0055	草津市野路五丁目2番39号	95	0	95
	びわこ学園医療福祉センター野洲	520-2322	野洲市北桜978番地2	41	0	41
	守山市民病院	524-0022	守山市守山4丁目14番1号	88	0	88
	近江草津徳洲会病院	525-0054	草津市東矢倉3丁目34番52号	44	0	44
甲賀	甲南病院	520-3321	甲賀市甲南町葛木958番地	99	0	99
	生田病院	520-3242	湖南市菩提寺104-13	50	50	100
	甲西リハビリ病院	520-3223	湖南市夏見1168番地	100	0	100
東近江	ヴォーリズ記念病院	523-8523	近江八幡市北ノ庄町492番地	102	0	102
	日野記念病院	529-1642	蒲生郡日野町上野田200番1号	40	0	40
	東近江敬愛病院	527-0025	東近江市八日市東本町8の16	94	0	94
	神崎中央病院	529-1445	東近江市五個荘清水鼻町95番地	238	0	238
	青葉病院	527-0039	東近江市青葉町1-36	98	0	98
	近江温泉病院	527-0145	東近江市北坂町966番地	176	120	296
湖東	豊郷病院	529-1168	犬上郡豊郷町八目12番地	32	0	32
	彦根中央病院	522-0054	彦根市西今町421番地	96	60	156
	友仁山崎病院	522-0044	彦根市竹ヶ鼻町80番地	57	0	57
湖北	市立長浜病院	526-8580	長浜市大戌亥313番地	104	0	104
	長浜市立湖北病院	529-0493	長浜市木之本町大字黒田1221	57	0	57
湖西	今津病院	520-1605	高島市今津町南新保87番地1	40	0	40
	マキノ病院	520-1822	高島市マキノ町新保1097	60	0	60
	病院合計(29)			2,439	357	2,796
大津	日吉台診療所	520-0112	大津市日吉台四丁目15-1	17	0	17
	診療所合計(1)			17	0	17
	合計(30施設)			2,456	357	2,813

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）および地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等の一部改正により、必要な規定の整備を行うため、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 8 号）ほか 4 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 1 関係）

イ 指定生活介護事業者は、当該事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、職業生活における相談等の支援の継続に努めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 3 関係）

ウ 共生型生活介護の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 3 関係）

エ 共生型短期入所の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 4 関係係）

オ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 7 関係）

カ 共生型自立訓練（生活訓練）の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 8 関係）

キ 指定就労移行支援事業者は、通勤のための訓練を実施することとします。（第 1 条による改正後の別表第 9 関係）

ク 就労定着支援の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改正後の別表第 12 関係）

ケ 自立生活援助の事業について、新たに基準を定めることとします。（第 1 条による改

正後の別表第 13 関係)

- コ 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について、新たに基準を定めることとします。(第 1 条による改正後の別表第 14 関係)
- (2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 9 号)の一部改正
 - ア 指定障害者支援施設が指定福祉型障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合の設備および従業者に関する特例を削除することとします。(第 2 条による改正後の別表)
- (3) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 10 号)の一部改正
 - ア 生活介護事業者は、当該事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、職業生活における相談等の支援の継続に努めることとします。(第 3 条による改正後の別表第 2 関係)
 - イ 就労移行支援事業者は、通勤のための訓練を実施することとします。(第 3 条による改正後の別表第 5 関係)
- (4) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 11 号)の一部改正
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。
- (5) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 12 号)の一部改正
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。
- (6) その他
 - ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部改正する条例案概要資料

1. 改正等の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正により、国の指定障害福祉サービスの事業等の基準省令等が改正されたため、県の関係基準条例等の改正を行う。

2. 改正等の概要

(1) 指定障害福祉サービス事業の従業者ならびに設備および運営に関する条例

① 共生型サービスの創設による基準の追加

介護保険制度におけるデイサービス事業所等の指定を受けていれば、高齢者や障害者が共に利用できる「共生型サービス」として指定を受けられるものとして規定。（障害福祉制度・介護保険制度それぞれに規定）

対象共生型サービス：共生型居宅介護・共生型重度訪問介護・共生型生活介護・共生型短期入所・共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）

② 就労定着支援事業の創設による基準の追加

障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が一般企業に雇用された際に、環境変化に伴う生活面の課題に対して、就労定着支援員が居宅を訪問し、本人の相談支援を行うことや、企業等の関係機関との連絡調整を行うことで課題を解決し、職場定着を支援する事業の創設による基準の追加。

③ 自立生活援助事業の創設による基準の追加

入所施設やグループホーム等で生活していた障害者が、新たに地域で一人暮らしをする場合に、地域生活支援員が定期的に居宅を訪問し、日常生活に必要な情報提供や助言、医療機関等との連絡調整等を行い、一人暮らしが継続できるよう支援する事業の創設による基準の追加。

④ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業の創設による基準の追加

重度障害者等が地域で生活することができるよう、従来より手厚い世話人の配置や夜間の職員配置など常時の支援体制の確保など、重度障害者に対応した新たなグループホームの種類の創設による基準の追加。

⑤ 既存事業における基準の改正

- i 指定生活介護事業者は、一般就労へ移行した者の職場定着支援に努めることの追加。
- ii 就労移行支援事業者は、通勤のための訓練を実施することの追加。 等

（障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準条例（最低基準）も i・ii と同様の改正）

(2) 指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する条例

① 同一施設で指定障害者支援施設と福祉型障害児入所施設を行う場合の特例の削除

指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設の指定を受け、かつ同一の施設において一体的に両施設サービスを提供している場合の設備および従業者の基準の特例を削除する。

(3) 地域活動支援センターの基準条例・福祉ホームの基準条例

① 障害者総合支援法の一部改正に伴う条項ずれによる改正

3. 施行日等

平成30年4月1日施行。ただし、施行に際し必要な経過措置を定める。【2の(2)関係】

サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(新設)

(新設)

(12) 共同生活援助 別表第12

2 多機能型（別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護の事業、別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、別表第9第1項に規定する指定就労移行支援の事業、別表第10第1項に規定する指定就労継続支援A型の事業および別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業

および指定通所支援基準条例別表第4第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。以下同じ。）により、前項各号に掲げる指定障害福祉サービスの事業を行う場合における基準の特例については、別表第13のとおりとする。

3 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福

各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

(1)～(11) 省略

(12) 就労定着支援 別表第12

(13) 自立生活援助 別表第13

(14) 共同生活援助 別表第14

2 多機能型（別表第3第1項第1号に規定する指定生活介護の事業、別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、別表第9第1項に規定する指定就労移行支援の事業、別表第10第1項に規定する指定就労継続支援A型の事業および別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業、指定通所支援基準条例別表第4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業および指定通所支援基準条例別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援

の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。以下同じ。）により、前項各号に掲げる指定障害福祉サービスの事業を行う場合における基準の特例については、別表第15のとおりとする。

3 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福

社サービスが提供されていないことその他の事由により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける基準の特例については、別表第14のとおりとする。

第5条

付 則

1～3 省略

4 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下付則第12項までにおいて「指定共同生活援助事業者等」という。）は、その行う指定共同生活援助等（同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下付則第12項までにおいて同じ。）の事業が次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、同表第1項第2号ア（同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等の事業を行うことができる。

(1)～(2) 省略

5 前項の規定により指定共同生活援助事業者等が指定共同生活援助等の事業を行う場合における別表第12第1項第2号（同表第2項第5号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）ならびに同表第1項第6号イおよび同表第2項第5号において準用する別表第2第6項第2号の規定の適用については、別表第12第1項第2号エ中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」と、同項第6号イおよび同表第2項第5号において準用する別表第2第6項第2号ウ中「営むこと」とあるのは「営むとともに、当該利用者が共同生活住居に入居した日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」に、同号エ中「達成

社サービスが提供されていないことその他の事由により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける基準の特例については、別表第16のとおりとする。

第5条 省略

付 則

1～3 省略

4 別表第14第1項第1号に規定する指定共同生活援助事業者または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下付則第12項までにおいて「指定共同生活援助事業者等」という。）は、その行う指定共同生活援助等（同表第1項第1号に規定する指定共同生活援助または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下付則第12項までにおいて同じ。）の事業が次の各号のいずれにも該当すると知事が認めるときは、同表第1項第2号ア（同表第3項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成37年3月31日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助等の事業を行うことができる。

(1)～(2) 省略

5 前項の規定により指定共同生活援助事業者等が指定共同生活援助等の事業を行う場合における別表第14第1項第2号（同表第3項第5号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）ならびに同表第1項第6号イおよび同表第3項第5号において準用する別表第2第6項第2号の規定の適用については、別表第14第1項第2号エ中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」と、同項第6号イおよび同表第3項第5号において準用する別表第2第6項第2号ウ中「営むこと」とあるのは「営むとともに、当該利用者が共同生活住居に入居した日から付則第7項に定める期間内に付則第8項に規定する住宅等に移行すること」に、同号エ中「達成

時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

6～7 省略

8 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅または地域移行支援型ホーム以外の別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所もしくは同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

9～10 省略

11 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会その他これに準ずるものとして知事が定めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

12 指定共同生活援助事業者等が、平成18年10月1日において現に存する別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助等の事業を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み、同日後に増築され、または改築されたものを除く。）の設備については、同号カおよびキ（これらの規定を同表第2項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

(1) 居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。

時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

6～7 省略

8 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅または地域移行支援型ホーム以外の別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所もしくは同表第3項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

9～10 省略

11 地域移行支援型ホーム事業者は、協議会等（別表第14第2項第7号に規定する協議会等をいう。以下この項において同じ。）

に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

12 指定共同生活援助事業者等が、平成18年10月1日において現に存する別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助等の事業を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成されていたものを含み、同日後に増築され、または改築されたものを除く。）の設備については、同号カおよびキ（これらの規定を同表第3項第5号において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとすることができる。

(1) 居室その他障害者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。

(2) 居室は、次に掲げるとおりとすること。

ア 原則として個室とすること。

イ 別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものとする。

13 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所_____

の

利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所_____

_____の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同項第7号ウ

_____の規定は、平成30年3月31日までの間は、適用しない。

14 別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所_____

の

利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所_____

_____の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同項第7号ウ

_____の規定は、平成30年3月31日までの間は、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 居室は、次に掲げるとおりとすること。

ア 原則として個室とすること。

イ 別表第14第1項第1号に規定する指定共同生活援助の提供に支障がない広さを有するものとする。

13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表

第2項第2号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の

利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2

項第5号エの規定は、平成33年3月31日までの間は、適用しない。

14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表

第2項第2号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の

利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同表第1項第7号ウおよび

第2項第5号エの規定は、平成33年3月31日までの間は、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認めること。

15 前2項の場合における別表第12第1項第3号 _____ の規定の適用については、同号ウ（イ）から（エ）までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者（付則第13項または第14項の規定の適用を受ける者を除く。）の数とこれらの規定の適用を受ける利用者の数に2分の1を乗じて得た数とを合計した数）」とする。

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定居宅介護の事業

(1)～(2) 省略

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ ウ（ア）から（ウ）までの規定による算定は、前3月における1日（ウ（ア）の場合にあつては、1月）当たりの平均値とすること。ただし、新たに _____ 指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。

オ～ク 省略

(4)～(6) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の運営に関する規程（以下 _____ 「運営規程」という。）を定めること。

イ～カ 省略

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が必要と認めること。

15 前2項の場合における別表第14第1項第3号および第2項第4号の規定の適用については、これら _____ の規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者（付則第13項または第14項の規定の適用を受ける者を除く。）の数とこれらの規定の適用を受ける利用者の数に2分の1を乗じて得た数とを合計した数）」とする。

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定居宅介護の事業

(1)～(2) 省略

(3) 従業者

ア～ウ 省略

エ ウ（ア）から（ウ）までの規定による算定は、前3月における1日（ウ（ア）の場合にあつては、1月）当たりの平均値とすること。ただし、新たに 指定居宅介護 の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。

オ～ク 省略

(4)～(6) 省略

(7) 運営規程の整備等

ア 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の運営に関する規程（以下 この表において 「運営規程」という。）を定めること。

イ～カ 省略

(8)～(16) 省略

2～4 省略

(新設)

(8)～(16) 省略

2～4 省略

5 共生型居宅介護および共生型重度訪問介護の事業

(1) 共生型居宅介護の事業

ア 従業者

(ア) 指定訪問介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下この項において同じ。）が、居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による障害福祉サービスをいう。以下同じ。）（以下この項において「共生型居宅介護」という。）の事業を行う場合における指定訪問介護事業所（同表第1項第2号アに規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この項において同じ。）の従業者の数は、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（同項第1号に規定する指定訪問介護をいう。以下この項において同じ。）の利用者の数を、指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要な数以上とすること。

(イ) (ア) に定めるもののほか、共生型居宅介護の事業の従業者については、第1項第3号ア（同号アに規定する管理者に係る部分に限る。）およびオからクまでの規定を準用する。

イ 共生型居宅介護を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定居宅介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

ウ 第1項（第2号および第3号を除く。）の規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第5項第1号ウにおいて準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

(2) 共生型重度訪問介護の事業

ア 従業者

(ア) 指定訪問介護事業者が重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う場合における指定訪問介護事業所の従業者の数は、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を、指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要な数以上とすること。

(イ) (ア) に定めるもののほか、共生型重度訪問介護の事業の従業者については、第1項第3号ア（同号アに規定する管理者に係る部分に限る。）およびウからクまでの規定を準用する。

イ 共生型重度訪問介護を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定重度訪問介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

ウ 第1項（第1号から第3号までを除く。）および第2項第1号の規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「第5項第2号ウにおいて準用する第7号ア」と、同項第6号エ（ア）中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

5 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基

6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基

準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア～ウ 省略

エ 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第5項第1号エにおいて準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

(2) 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)を除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第5項第2号において準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

別表第2 省略

別表第3 (第4条関係)

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定生活介護の事業

(1)～(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、指定生活介護事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この表、別表第7、別表第8および別表第14において同じ。)、生活支援員お

準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア～ウ 省略

エ 第1項(第2号、第3号、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第1号エにおいて準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

(2) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)を除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第2号において準用する第7号ア」と読み替えるものとする。

別表第2 省略

別表第3 (第4条関係)

生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定生活介護の事業

(1)～(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、指定生活介護事業所の管理者(以下この項において「管理者」という。)、医師、看護職員(保健師または看護師もしくは准看護師をいう。以下この表、別表第7、別表第8および別表第16において同じ。)、生活支援員お

よびサービス管理責任者を置くこと。

イ～ケ 省略

(4) 省略

(5) 生産活動

ア～イ 省略

(新設)

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号から第10号まで および第12号から第15号までならびに別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要す

よびサービス管理責任者を置くこと。

イ～ケ 省略

(4) 省略

(5) 生産活動等

ア～イ 省略

ウ 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)その他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。

(6)～(8) 省略

(9) 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号および第12号から第15号までならびに別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要す

る費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第1項第9号」と読み替えるものとする。

(新設)

る費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第1項第9号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第1項第9号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第1項第9号」と読み替えるものとする。

2 共生型生活介護の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)および第7号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第4号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号ならびに前項(第2号、第3号、第7号ウおよび第9号を除く。)の規定は、生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型生活介護」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費

用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同表第9項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第11項第2号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第3第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第3第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第3第2項第1号」と読み替えるものとする。

(2) 指定児童発達支援事業者（滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）または指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例別表第3第1第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。以下この号において同じ。）が共生型生活介護の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、前号に定めるもののほか、次のアおよびイに定めるところによること。

ア 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例別表第1第1項第2号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）または指定放課後等デイサービス事業所（指定放課後等デイサービス事業者が当該指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下これらを「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の数は、当該指定児童発達支援事業所等において提供される指定児童発達支援（同項第1号に規定する指定児童発達支援をいう。）または指定放課後等デイサービス（以下これらを「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を、指定児童発達支援等を受ける障害

児の数と共生型生活介護を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要な数以上とすること。

イ 共生型生活介護を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 指定通所介護事業者（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。以下この号において同じ。）（以下これらを「指定通所介護事業者等」という。）が共生型生活介護の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。）または指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護事業者が当該指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護（同項第1号に規定する指定通所介護をいう。）または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定通所介護事業所等の従業者の数は、当該指定通所介護事業所等

において提供される指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上とすること。

ウ 共生型生活介護を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）（以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が共生型生活介護の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからオまでに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定看護小規模多機能型居宅

介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）（以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（別表第7第2項第1号に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）もしくは共生型自立訓練（生活訓練）（別表第8第2項第1号に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）または共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例別表第1第2第1号に規定する共生型児童発達支援をいう。）もしくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例別表第3第2項第1号に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下これらを「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号、別表第7第2項第3号および別表第8第2項第3号において同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し

て指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営されるものをいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、同項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。) またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、同項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営されるものをいう。)(以下これらを「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介

護予防小規模多機能型居宅介護（以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に通わせて行う介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護または指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この号、別表第7第2項第3号および別表第8第2項第3号において同じ。）を登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項または第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数を満たすこと。

2 基準該当生活介護の事業

(1) 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定通所介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）であって、地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。）または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。

イ 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。）または指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護事業者が当該指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介

オ 共生型生活介護を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

3 基準該当生活介護の事業

(1) 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（別表第16第1項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定通所介護事業者等

_____であって、地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等

_____を提供するものであること。

イ 指定通所介護事業所等

_____の食堂および機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介

護の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 省略

エ 基準該当生活介護を受ける利用者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護

のうち

通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて行う同項に規定す

護の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 省略

エ 基準該当生活介護を受ける利用者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この号、別表第4第3項第1号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。）

が地域において生活介護

が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この号、別表第4第3項第1号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。）のうち通いサービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る通いサービスを除く。以下この号、別表第4第3項第1号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。）

る小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を

_____を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者

_____の数とこの号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、別表第7第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、別表第8第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条例別表第3第2項において準用する指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において

_____同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保

_____）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この号、別表第4第3項第1号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者を除く。以下この号において同じ。）の数とこの号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、別表第7第3項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、別表第8第3項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例別表第1第3項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条例別表第3第3項において準用する指定通所支援基準条例別表第1第3項第6号の規定により児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下 _____ 同様。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ～オ 省略

(3) 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

所を除く。以下この号、別表第4第3項第1号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。

_____)にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下この号、別表第7第3項第2号および別表第8第3項第2号において同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ～オ 省略

(3) 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)～(2) 省略

(3) 従業者

ア 省略

イ 併設事業所または空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所

(ア) 省略

(イ) 生活支援員の数は、次のaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める数とすること。

a 指定生活介護事業所、別表第7第1項第2号アに規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第9第2項第2号に規定する指定就労移行支援事業所、別表第10第3項第1号に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型事業者が当該指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所、

同表第2項第

2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援

（以下「指定通所支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この表において_____「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次の(a)または(b)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、当該(a)または(b)に定める数

1 指定短期入所の事業

(1)～(2) 省略

(3) 従業者

ア 省略

イ 併設事業所または空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所

(ア) 省略

(イ) 生活支援員の数は、次のaまたはbに掲げる場合の区分に応じ、当該aまたはbに定める数とすること。

a 指定生活介護事業所、別表第7第1項第2号アに規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第9第2項第2号に規定する指定就労移行支援事業所、別表第10第3項第1号に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型事業者が当該指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所、同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、同表第3項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援

（以下「指定通所支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この表においてこれらを「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次の(a)または(b)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、当該(a)または(b)に定める数

(a) 指定生活介護、別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）、別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）、別表第10第1項に規定する指定就労継続支援A型、別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型、別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助、

同表

第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助または指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該指定短期入所事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数以上

(b) 省略

b 省略

ウ 併設事業所の従業者の総数は、次の（ア）または（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。

(ア) 省略

(イ) 指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練の事業に係るものに限る。）、別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所

または同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この表において「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）である併設本体施設 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に別表第8第1項第1号に規定する指定自

(a) 指定生活介護、別表第7第1項第1号に規定する指定自立訓練（機能訓練）、別表第8第1項第1号に規定する指定自立訓練（生活訓練）、別表第10第1項に規定する指定就労継続支援A型、別表第11第1項第1号に規定する指定就労継続支援B型、別表第14第1項第1号に規定する指定共同生活援助、

同表

第2項第1号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助または指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該指定短期入所事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数以上

(b) 省略

b 省略

ウ 併設事業所の従業者の総数は、次の（ア）または（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。

(ア) 省略

(イ) 指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練の事業に係るものに限る。）、別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所、同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所または同表第3項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この表において

これらを「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）である併設本体施設 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に別表第8第1項第1号に規定する指定自

立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、別表第12第1項第1号に規定する指定共同生活援助

または同表

第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助

（以下この表において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等

の利用者の数と併設事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした

場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

エ 空床利用型事業所の従業者の総数は、次の（ア）または（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。

（ア） 省略

（イ） 指定自立訓練（生活訓練）事業所等

である法第5条第8項に規定する施設が空床利用型事業所を設置する場合 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等

を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等

立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、別表第14第1項第1号に規定する指定共同生活援助、同表第2項第

1号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助または同表第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助

（以下この表においてこれらを「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の

利用者の数と併設事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした

場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

エ 空床利用型事業所の従業者の総数は、次の（ア）または（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）または（イ）に定める数以上とすること。

（ア） 省略

（イ） 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（別表第14第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。

以下この号において同じ。）である法第5条第8項に規定する施設が空床利用型事業所を設置する場合 次のaまたはbに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、当該aまたはbに定める数

a 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（別表第14第2項第1号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）

を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数とを合計した数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等

る生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

オ 省略

(4) 入退所等

ア 省略

イ 指定短期入所事業者は、次の(ア)または(イ)に掲げる指定短期入所事業所の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供しないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) 空床利用型事業所 法第5条第8項に規定する施設の利用定員(別表第12第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニット(居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)および居室の定員を超えることとなる利用者の数

ウ～オ 省略

(5)～(7) 省略

(新設)

る生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要な数

b 省略

オ 省略

(4) 入退所等

ア 省略

イ 指定短期入所事業者は、次の(ア)または(イ)に掲げる指定短期入所事業所の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供しないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ア) 省略

(イ) 空床利用型事業所 法第5条第8項に規定する施設の利用定員(別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第3項第2号アに規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニット(居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)および居室の定員を超えることとなる利用者の数

ウ～オ 省略

(5)～(7) 省略

2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからクまで、第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第6項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項(第

3号を除く。)ならびに第10項(第5号を除く。)、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型短期入所」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の11第1項第13号」と読み替えるものとする。

(2) 指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第1号に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)または指定介護予防短期入所生活介護事業者(滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第20号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。)別表第8第1項第1号に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が共生型短期入所の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、前号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス基準条例別表第8

第1項第2号アに規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）または指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第2号アに規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下これらを「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積は、10.65平方メートルに指定短期入所生活介護（指定居宅サービス基準条例別表第8第1項第1号に規定する指定短期入所生活介護をいう。）または指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準条例別表第8第1項第1号に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下これらを「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の数は、当該指定短期入所生活介護事業所等において提供される指定短期入所生活介護等の利用者の数を、指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所を受ける利用者の数を合計した数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要な数以上とすること。

ウ 共生型短期入所を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定短期入所事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型短期入所の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第67条第2項第2号ハもしくは第175条第2項第2号ハまたは指定地域密

2 基準該当短期入所の事業

- (1) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合における当該個室以外の宿泊室の面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項もしくは第171条第6項または指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この号において同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用者の数と共生型短期入所を受ける利用者の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。）から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される宿泊サービスの利用者の数を、宿泊サービスの利用者の数と共生型短期入所を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要な数以上とすること。

ウ 共生型短期入所を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定短期入所事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

3 基準該当短期入所の事業

- (1) 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

居宅介護事業者であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所等に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合において、当該登録者を当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）または指定看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所またはサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下アにおいて「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がな

_____であって、みなし通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等 _____のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項または第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この号において同じ。 _____

の者とする。こと。

(4)～(5) 省略

4～5 省略

6 サービス利用計画等

(1) サービス提供責任者は、次に掲げるところにより、重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスの利用の計画（以下この表において「サービス利用計画」という。）の作成等を行うこと。

ア 利用者または障害児の保護者の日常生活の状況および希望等を踏まえて、週を単位として作成すること。

イ サービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの提供に当たる担当者による会議の開催等により、当該担当者に対し専門的な見地からの意見を求めること。

ウ サービス利用計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付すること。

エ サービス利用計画の作成後、当該サービス利用計画の実施状況の評価を行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

オ アからウまでの規定は、エ後段の変更について準用する。

(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、次に掲げるところにより、サービス利用計画に基づき、指定重度障害者等包括支援を提供すること。

ア～エ 省略

7 省略

の者とする。こと。

(4)～(5) 省略

4～5 省略

6 重度障害者等包括支援計画等

(1) サービス提供責任者は、次に掲げるところにより、重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画の作成等を行うこと。

ア 利用者または障害児の保護者の日常生活の状況および希望等を踏まえて、週を単位として作成すること。

(削除)

イ 重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付すること。

ウ 重度障害者等包括支援計画の作成後、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の評価を行うこと。この場合において、必要があると認められるときは、当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

エ アおよびイの規定は、ウ後段の変更について準用する。

(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、次に掲げるところにより、重度障害者等包括支援計画に基づき、指定重度障害者等包括支援を提供すること。

ア～エ 省略

7 省略

別表第6 削除

別表第7 (第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練(機能訓練)の事業

(1)~(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号_____、第6号、第7号および第8号アの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、

同号イ

中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中

別表第6 削除

別表第7 (第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練(機能訓練)の事業

(1)~(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(イを除く。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号

_____中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中

「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の14第1項第12号」と読み替えるものとする。

(新設)

「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の14第1項第12号」と読み替えるものとする。

2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに前項（第2号および第5号を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号第2号、および第4号中「療養介護計画」

とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の14第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2) 指定通所介護事業者等が共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、前号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定通所介護事業所等の従業者の数は、当該指定通所介護事業所等において提供される指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上とすること。

ウ 共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型自立訓練（機能訓練）

の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからオまでに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項または第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数を満たすこと。

オ 共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技

2 基準該当自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（機能訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 にあっては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定

術的支援を受けることができること。

3 基準該当自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第3項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（機能訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等 にあっては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定

員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 にあつては12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ～オ 省略

(3) 省略

別表第8 (第4条関係)

自立訓練 (生活訓練) の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練 (生活訓練) の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第6号、第7号および第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たつての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生

員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ～オ 省略

(3) 省略

別表第8 (第4条関係)

自立訓練 (生活訓練) の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定自立訓練 (生活訓練) の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たつての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生

活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の15第1項第12号」と読み替えるものとする。

(新設)

活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の15第1項第12号」と読み替えるものとする。

2 共生型自立訓練(生活訓練)の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(ク)および(コ)を除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号および第4号ならびに前項(第2号、第3号および第5号を除く。)の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第6項第4

号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の15第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2) 指定通所介護事業者等が共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、前号に定めるもののほか、次のアからウまでに定めるところによること。

ア 指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

イ 指定通所介護事業所等の従業者の数は、当該指定通所介護事業所等において提供される指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上とすること。

ウ 共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う場合において当該事業に関して満たすべき基準は、第1号に定めるもののほか、次のアからオまでに定めるところによること。

ア 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項または第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数を満たすこと。

オ 共生型自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対してサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けることができること。

2. 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

- (1) 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該

3. 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

- (1) 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該

当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人

当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第3項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等 が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等 のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人

29人

18人

ウ～オ 省略

(3) 省略

別表第9 (第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 実習の実施

(1) 省略

(2) 指定就労移行支援事業者は、前号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関（以下「公共職業安定所等」という。）と連携して、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めること。

5～6 省略

別表第10～別表第11 省略

(新設)

29人

18人

ウ～オ 省略

(3) 省略

別表第9. (第4条関係)

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 実習等の実施

(1) 省略

(2) 指定就労移行支援事業者は、前号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター

、特別支援学校その他の関係機関（以下「公共職業安定所等」という。）と連携して、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めること。

(3) 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施すること。

5～6 省略

別表第10～別表第11 省略

別表第12 (第4条関係)

就労定着支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継

統を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に提供すること。

2 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型（以下この表においてこれらを「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者であること。

3 指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援の事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）には、事業の運営に必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備および備品を設けること。

4 従業者

(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、指定就労定着支援事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、就労定着支援員およびサービス管理責任者を置くこと。

(2) 就労定着支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を40で除して得た数以上とすること。

(3) サービス管理責任者の数は、次のアまたはイに掲げる利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の数を合計した数）の区分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすること。

ア 60人以下 1人

イ 61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40人または40人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

(4) 前2号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定就労定着支援の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。

(5) 就労定着支援員およびサービス管理責任者は、それぞれ専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(6) サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者とする。

(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

5 就労定着支援計画等

(1) サービス管理責任者は、次号において読み替えて準用する別表第2第6項第2号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

ア 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らして、当該利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を継続的に営むことができるよう必要な支援を行うこと。

ウ 他の従業者に対して指導および助言を行うこと。

(2) 前号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の就労定着支援計画等については、別表第2第6項第1号、第2号および第4号（イ、オおよびカを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規

定中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

6 職場への定着のための支援等の実施

(1) 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着および就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係者との連絡調整を行うとともに、利用者およびその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導および助言その他の必要な支援を提供すること。

(2) 指定就労定着支援事業者は、次に掲げるところにより、前号の支援を提供すること。

ア 1月に1回以上、利用者との対面により行うこと。

イ 1月に1回以上、利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況の把握に努めること。

(3) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

7 運営規程の整備等

(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援事業所の運営に関する規程（以下この表において「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 事業の目的および運営の方針

イ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の

種類

ウ 従業者の職種、員数および職務の内容

エ 指定就労定着支援を提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域

オ 指定就労定着支援の提供方法および内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

カ 虐待防止のための措置に関する事項

キ その他指定就労定着支援事業所の運営に関する重要事項

(3) 前2号に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の運営規程の整備等については、別表第1第1項第7号(アおよびイを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号エ中「運営規程」とあるのは、「別表第12第7項第1号に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

8 記録の整備

(1) 指定就労定着支援事業者は、設備、従業者および会計に関する記録を整備すること。

(2) 指定就労定着支援事業者は、次に掲げる記録を整備し、指定就労定着支援を提供した日から5年間保存すること。

ア 第5項第2号において読み替えて準用する別表第2第6項第1号に規定する就労定着支援計画

イ 次項において準用する別表第1第1項第4号キ(コ)の規定によるサービスの内容等の具体的な記録

ウ 次項において準用する別表第1第1項第14号イの規定による事故の状況および当該事故に際して講じた措置の記録

エ 次項において準用する別表第1第1項第15号イの規定による苦情の内容等の記録

(新設)

オ 次項において準用する別表第1第1項第16号アの規定による市町村への通知の記録

9 別表第1第1項第4号(キ(ク)を除く。)、第5号、第6号(エ(イ)に限る。)、第8号、第9号(ウを除く。)、第10号および第12号から第16号までならびに別表第2第8項第1号の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第12第7項第1号」と、同項第5号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

別表第13(第4条関係)

自立生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回により、または随時通報を受けて、当該利用者からの相談に応じることにより当該利用者の状況を把握し、関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情およびその置かれている環境に応じて、必要な情報の提供および助言その他の必要な支援を適切かつ効果的に提供すること。

2 指定自立生活援助事業者は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練もしくは共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者または指定相談支援事業者であること。

3 従業者

(1) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助の事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)ごとに、指定自立生活援助事業所の管理者、地域生活支援員およびサービス管理責任者を置く

こと。

- (2) 地域生活支援員の数の標準は、利用者の数が25人または25人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数とすること。
- (3) サービス管理責任者の数は、次のアまたはイに掲げる利用者の数の区
分に応じ、当該アまたはイに定める数以上とすること。
 - ア 30人以下 1人
 - イ 31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人または30人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数
- (4) 前2号の利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに指定自立生活援助の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。
- (5) 地域生活支援員およびサービス管理責任者は、それぞれ専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、指定自立生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号カからクまでおよび別表第2第3項第7号の規定を準用する。

4 定期的な訪問等による支援

- (1) 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行うこと。
- (2) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等により状況の把握を行うこと。

別表第12（第4条関係）

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(3) 指定自立生活援助事業者は、前号の規定による状況の把握を踏まえ、当該利用者の家族および当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整その他の必要な措置を適切に講ずること。

(4) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保すること。

5 別表第1第1項第4号（キ（ク）を除く。）、第5号、第7号（アおよびイを除く。）、第8号、第9号（ウを除く。）、第10号および第12号から第16号まで、別表第2第6項第1号、第2号および第4号（イ、オ、およびカを除く。）ならびに第8項第1号ならびに別表第12第3項、第5項第1号、第7項（第3号を除く。）および第8項の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第13第5項において準用する別表第12第7項第1号」と、同項第7号エ中「運営規程」とあるのは、「別表第13第5項において準用する別表第12第7項第1号に規定する運営規程」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、別表第12第5項第1号中「次号」とあるのは「別表第13第5項」と、同表第8項第2号ア中「第5項第2号」とあるのは「別表第13第5項」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同号イからオまでの規定中「次項」とあるのは「別表第13第5項」と読み替えるものとする。

別表第14（第4条関係）

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1) 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（次項第1号 _____ に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この項において「指定共同生活援助」という。）の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2)～(6) 省略

(7) 介護および家事等

ア～イ 省略

ウ 指定共同生活援助事業者は、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護または家事等 _____ を受けさせないこと。

(8) 援助および便宜の提供等

ア～イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の援助および _____ 便宜の提供等については、別表第2第8項（第2号を除く。）の規定を準用する。

(9)～(10) 省略

(新設)

(1) 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（次項第1号に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助および第3項第1号に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。以下この項において「指定共同生活援助」という。）の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2)～(6) 省略

(7) 介護および家事等

ア～イ 省略

ウ 指定共同生活援助事業者は、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護または家事等（指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）を受けさせないこと。

(8) 相談、援助および便宜の提供等

ア～イ 省略

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の相談、援助および便宜の提供等については、別表第2第8項（第2号を除く。）の規定を準用する。

(9)～(10) 省略

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助（共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）であって、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により常時の支援体制を確

保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（空床利用型事業所に係るものを除く。）を行うこと。

(3) 設備

ア 共同生活住居の所在する場所は、住宅地または利用者の家族および地域住民との交流の機会が確保される地域内とし、かつ、入所施設または病院の敷地外とすること。

イ 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとする。

ウ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う1以上の共同生活住居を有すること。

エ 共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とし、共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とすること。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合に

おいては、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

オ 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

カ 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、オの規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

キ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居ごとに、1以上のユニットを設けるほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

ク ユニットの基準は、次に掲げるとおりとすること。

（ア） 入居定員は、2人以上10人以下とすること。

（イ） 居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

（ウ） 居室の床面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(4) 従業者

ア 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者を置くこと。

イ 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の数は、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上とすること。

ウ 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の数は、常勤換算方法で、次の(ア)から(エ)までに定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

(イ) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

(ウ) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

(エ) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

エ サービス管理責任者の数は、次の(ア)または(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上とすること。

(ア) 30人以下 1人

(イ) 31人以上 1人に、利用者の数が30人を超えて30人または30人に満たない端数を増すごとに1人を加えた数

オ アに規定する従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯を通じて勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人または生活支援員を1人以上置くこと。

カ イからエまでの利用者の数は、前年度における1日当たりの平均値とすること。ただし、新たに日中サービス支援型指定共同生活援助の指定を受けようとする場合は、当該指定を受けようとする者が推定した数とする。

キ 従業者(管理者を除く。)は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者とする。ただし、利用者の支援

に支障がない場合は、この限りでない。

ク 従業者（管理者を除く。）のうち1人以上は、常勤の者とする。

ケ アからクまでに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまでおよび前項第3号エの規定を準用する。この場合において、同表第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは、「他の」と読み替えるものとする。

(5) 介護および家事等

ア 介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう適切に行うこと。

イ 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者および従業者が共同して行うよう努めること。

ウ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者（管理者を除く。）を介護または家事等に従事させること。

エ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護または家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）を受けさせないこと。

(6) 相談、援助および便宜の提供等

ア 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況またはその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行うこと。

イ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、特定相談支援事業を行う者または他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めること。

ウ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の日常生活

における行政機関等に対する必要な手続について、利用者またはその家族において行うことが困難である場合には、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わって行うこと。

エ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。

オ アからエまでに定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の相談、援助および便宜の提供等については、別表第2第8項第1号の規定を準用する。

(7) 協議の場の設置等

ア 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項の規定に基づき県が設置する協議会その他これに準ずるものとして知事が定めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

イ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、アの報告、評価、要望、助言等についての記録を整備すること。

(8) 別表第1第1項第4号（エならびにキ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウおよびエを除く。）、第7号（イ（エ）を除く。）、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）まで、第9項第1号および第2号ならびに第10項（第5号を除く。）から第12項（第1号に限る。）まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第

1項第4号エおよびオならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第6号(イを除く。)および第9号(ウを除く。)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあ

2 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

- (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助（共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。））であつて、当該指定共同生活援助_____を行う事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第5号において読み替えて準用する別表第2第6項第1号に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助および当該指定共同生活援助を行う事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立し

るのは、「第34条の19第1項第13号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

- (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助_____）であつて、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第5号において読み替えて準用する別表第2第6項第1号に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助および当該指定共同生活援助を行う事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立し

た日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに前項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第12第2項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。))まで、第8項(第2号を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。))から第12項(第1号に限る。))まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに前項第2号、第4号(キを除く。)、第5号ア、第6号ア((ア)を除く。)、第7号、第8号(ウを除く。))および第9号(ウを除く。))の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、

た日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 従業者

ア 省略

イ アに定めるもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者については、別表第1第1項第3号オからクまで、別表第2第3項第5号および第6号、別表第7第1項第2号カならびに第1項第3号イおよびエの規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第3号オただし書中「同一の敷地内にある他の」とあるのは「他の」と、別表第2第3項第5号中「60人」とあり、「40人」とあるのは「30人」と、「61人」とあるのは「31人」と、同項第6号中「前3号」とあるのは「別表第14第3項第2号イにおいて準用する前号および同表第1項第3号イ」と読み替えるものとする。

(3)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。))まで、第8項(第2号を除く。)、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。))から第12項(第1号に限る。))まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号(キを除く。)、第5号ア、第6号ア((ア)を除く。)、第7号、第8号(ウを除く。))および第9号(ウを除く。))の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、

別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第12第2項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第12第2項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第12第2項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第12第2項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第12第2項第5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の19第1項第13号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」

別表第1第1項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の19第1項第13号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」

と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第13（第4条関係）

多機能型に関する特例

- 1 多機能型による指定生活介護事業所、多機能型による指定自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型による指定自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型による指定就労移行支援事業所、多機能型による指定就労継続支援A型事業所および多機能型による指定就労継続支援B型事業所ならびに多機能型による指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例別表第1第1項第2号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例別表第2第2項第1号に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）および多機能型による指定放課後等デイサービス事業所（指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下これらを「多機能型事業所」という。）の設備は、当該多機能型事業所において行う事業の設備と兼用することができる。この場合においては、多機能型により障害福祉サービスまたは指定通所支援を提供する者は、サービスの提供に支障が生じないように配慮しなければならない。

2 省略

と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15（第4条関係）

多機能型に関する特例

- 1 多機能型による指定生活介護事業所、多機能型による指定自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型による指定自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型による指定就労移行支援事業所、多機能型による指定就労継続支援A型事業所および多機能型による指定就労継続支援B型事業所ならびに多機能型による指定児童発達支援事業所、多機能型による指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例別表第2第2項第1号に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）および多機能型による指定放課後等デイサービス事業所（以下これらを「多機能型事業所」という。）の設備は、当該多機能型事業所において行う事業の設備と兼用することができる。この場合においては、多機能型により障害福祉サービスまたは指定通所支援を提供する者は、サービスの提供に支障が生じないように配慮しなければならない。

2 省略

別表第14 省略

別表第16 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表（第4条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 設備</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設（児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号。以下「指定障害児入所施設基準条例」という。）別表第1第1項（第9号を除く。）に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 指定障害者支援施設が福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合にあって</u></p>	<p>本則および付則 省略 別表（第4条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 設備</p> <p>(1)～(3) 省略 (削除)</p> <p>3 従業者</p> <p>(1)～(9) 省略 (削除)</p>

は、指定障害児入所施設基準条例別表第1第2項第2号から第7号
までに規定する従業者に関する基準を満たすことをもって、第2号
および第7号に規定する基準を満たしているものとみなすことがで
きる。

(11)～(16) 省略

4～24 省略

(10)～(15) 省略

4～24 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略 （設備および運営に関する基準）</p> <p>第4条 省略。</p> <p>2 多機能型（生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業および就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業</p> <hr/> <p style="text-align: center;">および指定通所支援基準</p> <p>条例別表第4第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。以下同じ。）により、前項各号に掲げる障害福祉サービス事業を行う場合における基準の特例については、別表第8のとおりとする。</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 （設備および運営に関する基準）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 多機能型（生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業および就労継続支援B型の事業ならびに滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号。以下「指定通所支援基準条例」という。）別表第1第1項第1号に規定する指定児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業、指定通所支援基準条例別表第2第1項第1号に規定する指定医療型児童発達支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業、指定通所支援基準条例別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業、<u>指定通所支援基準条例別表第4第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業</u>および指定通所支援基準条例別表第5第1項に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。以下同じ。）により、前項各号に掲げる障害福祉サービス事業を行う場合における基準の特例については、別表第8のとおりとする。</p> <p>付則 省略</p>

別表第1 省略

別表第2 (第4条関係)

生活介護の事業の設備および運営に関する基準

1～6 省略

7 生産活動

(1)～(2) 省略

(新設)

8～11 省略

別表第3 (第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

5 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第18項までならびに別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項(第4号を除く。)、第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)および第10項第1号の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提

別表第1 省略

別表第2 (第4条関係)

生活介護の事業の設備および運営に関する基準

1～6 省略

7 生産活動等

(1)～(2) 省略

(3) 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)その他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めること。

8～11 省略

別表第3 (第4条関係)

自立訓練(機能訓練)の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

5 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第18項までならびに別表第2第2項(第3号を除く。)、第3項(第4号を除く。)、第5項第1号、第7項第3号、第8項、第9項(第3号を除く。)および第10項第1号の規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提

供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第3第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第17項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 別表第1第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項（第4号を除く。）までおよび第13項から第18項まで、別表第2第2項第2号、第5項第1号、第8項、第9項（第3号を除く。）および第10項第1号ならびに別表第3第3項および第4項の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第4第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第4第5項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別

供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第3第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第3第5項において準用する第17項第2号」と読み替えるものとする。

別表第4（第4条関係）

自立訓練（生活訓練）の事業の設備および運営に関する基準

1～4 省略

5 別表第1第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項（第4号を除く。）までおよび第13項から第18項まで、別表第2第2項第2号、第5項第1号、第7項第3号、第8項、第9項（第3号を除く。）および第10項第1号ならびに別表第3第3項および第4項の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第4第5項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第4第5項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別

表第4第5項において準用する第17項第2号」と、別表第2第2項第2号中「6人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人」と読み替えるものとする。

別表第5（第4条関係）

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 実習の実施

(1) 省略

(2) 就労移行支援事業者は、前号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関（以下「公共職業安定所等」という。）と連携して、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めること。

5～6 省略

別表第6～別表第8 省略

表第4第5項において準用する第17項第2号」と、別表第2第2項第2号中「6人」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては6人以上、宿泊型自立訓練にあつては10人」と読み替えるものとする。

別表第5（第4条関係）

就労移行支援の事業の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 実習等の実施

(1) 省略

(2) 就労移行支援事業者は、前号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター_____、特別支援学校その他の関係機関（以下「公共職業安定所等」という。）と連携して、利用者の意向および適性を踏まえて行うよう努めること。

(3) 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施すること。

5～6 省略

別表第6～別表第8 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（<u>法第5条第25項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（<u>法第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧
 対照表（第5条関係）

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（<u>法第5条第26項</u>に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>以下 省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（<u>法第5条第28項</u>に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備および運営に関する基準（次条において「基準」という。）について定めるものとする。</p> <p>以下 省略</p>

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県医療法施行条例（平成 24 年滋賀県条例第 65 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正により、集中治療室等の病床について既存の病床数の算定方法に変更が生じたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 3 条関係）

(2) 医療法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 7 条関係）

(3) その他

ア この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(2)については、医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定（同法第 3 条の規定および附則第 6 条の規定を除く。）の施行の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県医療法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (既存病床数および申請病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第1項または第2項 の許可の申請がなされた場合 _____ _____ _____において、当該申請 _____ _____に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院もしくは診療所であって、宮内庁、<u>総務省、法務省、財務省、林野庁</u>もしくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院もしくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所もしくは事業所の従業員およびその家族の診療のみを行う病院もしくは診療所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的</p>	<p>第1条および第2条 省略 (既存病床数および申請病床数の補正)</p> <p>第3条 法第7条の2第1項もしくは第2項の許可の申請がなされた場合または同条第3項の規定による命令もしくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請(以下この項および次項においてこれらを「命令等」という。)をしようとする場合において、当該申請または命令等に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院もしくは診療所であって、宮内庁、<u>法務省</u> _____ もしくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院もしくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所もしくは事業所の従業員およびその家族の診療のみを行う病院もしくは診療所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的</p>

に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院または独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院もしくは診療所の病床については、次のアに掲げる数を次のイに掲げる数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を既存の病床数および当該申請に係る病床数とすること。

アおよびイ 省略

(2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床または集中強化治療室もしくは心疾患強化治療室の病床（以下「放射線治療病室の病床等」という。）であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているものについては、既存の病床数および当該申請に係る病床数に含めないこと。

(3)および(4) 省略

2 前項第1号アおよびイに掲げる数および同項第2号の放射線治療病室の病床等であって当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているものの数は、法第7条の2第1項または第2項の許可の申請があった日前_____の直近の9月末日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前_____

に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院または独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院もしくは診療所の病床については、次のアに掲げる数を次のイに掲げる数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を既存の病床数および当該申請に係る病床数とすること。

アおよびイ 省略

(2) 放射線治療病室の病床_____については、既存の病床数および当該申請に係る病床数に含めないこと。

(3)および(4) 省略

2 前項第1号アおよびイに掲げる数および同項第2号の放射線治療病室の病床_____の数は、法第7条の2第1項もしくは第2項の許可の申請があった日前または命令等をしようとする日前の直近の9月末日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前または当該命令等をしよう

の直近の9月末日において業務が行われなかったときは、当該病院または診療所における実績、当該病院または診療所と機能および性格を同じくする病院または診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号アに掲げる数（隊員およびその家族以外の者ならびに業務上の災害を被った労働者以外の者の数を除く。）および同号イに掲げる数ならびに放射線治療病室の病床等であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能および性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能および性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

第4条から第6条まで 省略
(病院の施設)

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 消毒施設（法第15条の2 の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

とする日前の直近の9月末日において業務が行われなかったときは、当該病院または診療所における実績、当該病院または診療所と機能および性格を同じくする病院または診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

- 3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号アに掲げる数（隊員およびその家族以外の者ならびに業務上の災害を被った労働者以外の者の数を除く。）および同号イに掲げる数ならびに放射線治療病室の病床

の数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能および性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能および性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

第4条から第6条まで 省略
(病院の施設)

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 消毒施設（法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

(2) 洗濯施設（法第15条の2 _____の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

(3)から(5)まで 省略

2 省略

第8条以下 省略

(2) 洗濯施設（法第15条の3第2項の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

(3)から(5)まで 省略

2 省略

第8条以下 省略